第十三条第一号中「第五条第二項第一号から」の下に「第三号まで、第四号及び第五号から」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二　取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第三号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

一の三　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第四号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十四条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　合併後の信託会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十四条第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　合併後の信託会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十五条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　設立会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十五条第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　設立会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十六条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　承継会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十六条第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　承継会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十七条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　譲受会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十七条第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　譲受会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十一条の四第三号の次に次の一号を加える。

三の二　役員及び業務を執行する社員の婚姻前の氏名を当該役員及び業務を執行する社員の氏名に併せて別紙様式第十五号により作成した法第五十条の二第三項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び業務を執行する社員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十三条第二項第三号中「この号」の下に「及び次号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて別紙様式第十六号により作成した法第五十二条第二項において準用する法第八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十四条第二項第五号中「この条及び第六十三条第一項第二号」を「この項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七」に改め、同項第六号中「限る」の下に「。次号及び第五十八条第一項第三号の二において同じ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二　役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十七号により作成した法第五十三条第二項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十四条第二項第七号中「別表第五」を「別表第八」に改める。

第五十八条第一項第一号中「及び第二号並びに第五号」を「、第二号、第五号、第六号及び第七号」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した法第五十四条第三項の申請書に記載した場合において、第五十四条第二項第六号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第七十一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該個人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第七十一条第二号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第八十条の五第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第一取締役、執行役、会計参与又は監査役の変更の項添付書類の欄第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　取締役、執行役、会計参与又は監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役、会計参与又は監査役の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該取締役、執行役、会計参与又は監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第七役員の変更の項添付書類の欄第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面